



審査に必要な書類（成人） 【犯罪被害者等代理援助用】

●申込者と配偶者を確認するための資料		
住民票の写し（配偶者の記載があるもの）		原則
運転免許証		（住民票が提出できない場合） いずれか提出しやすいもの
健康保険資格確認書		
個人番号カード（マイナンバーカード）		
国民年金手帳		
その他本人確認書類（官公庁発行の書類で氏名・住所の記載があるもの）		
◇外国人の場合		
住民票の写し（配偶者の記載があるもの）		いずれか提出しやすいもの
在留カード		
パスポート		
その他本人確認書類（官公庁発行の書類で氏名・住所の記載があるもの）		
●申込者及び配偶者の資力を確認するための資料		
資力申告書【様式3-4】		必須
◇配偶者の資力を加算することが相当ではない場合		
事情聴取書【様式3-2】		該当する場合
●申込者が特定犯罪被害者等であることが確認できる資料		
事件調書【様式3-1】（申込案件の概要を記載した書面）		必須
◇対象罪名が「9号口」に当てはまる場合		
診断書又は後遺障害等級を示す書類		該当する場合
◇申込者が犯罪行為により害を被った者の家族又は遺族である場合		
申込者の続柄を証明できる書類		該当する場合
●契約書・重要事項説明書		
個別契約書の写し（申込者と受任予定者の署名捺印又は記名押印があるもの）		必須
重要事項説明書の写し（申込者の署名捺印又は記名押印があるもの）		必須
●常勤弁護士が受任する場合		
同意書【様式②】		必須